

年金記録確認旭川地方第三者委員会（第14回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月9日（水） 18時00分から20時00分
2. 場 所 年金記録確認旭川地方第三者委員会 会議室
3. 出席者
（委 員）金委員長、伊藤委員、小関委員、瀬古委員、皆川委員
（事務局）片山次長 ほかに調査員5名
4. 議 題
（1） 年金記録に係る確認申立事案の審議
（2） その他
5. 会議経過
（1） 継続案件2件（国民年金事案1件、厚生年金事案1件）、新規案件4件（国民年金事案3件、厚生年金事案1件）の審議を行なった。
（2） 継続案件のうち、前回の委員会審議で、納付記録の訂正が必要であると判断した1件は、あっせん案を審議し決定した。
他の1件は、納付記録の訂正が必要と判断される周辺事情等が認められず、次回委員会で非あっせん案を審議することとされた。
（3） 新規案件4件のうち1件については、納付記録の訂正が必要であると判断し、次回委員会であっせん案を審議することとされた。
他の3件は、追加調査等が必要と判断し、継続審議することとされた。
（4） 次回の委員会は1月16日（水）に開催することとされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認旭川地方第三者委員会（第 15 回）議事要旨

1. 日 時 平成 20 年 1 月 16 日（水） 18 時 00 分から 20 時 00 分
2. 場 所 年金記録確認旭川地方第三者委員会 会議室
3. 出席者
（委 員）金委員長、伊藤委員、瀬古委員、皆川委員
（事務局）片山次長 ほかに調査員 7 名
4. 議 題
（1） 年金記録に係る確認申立事案の審議
（2） その他
5. 会議経過
（1） 継続案件 1 件（国民年金事案）、新規案件 5 件（国民年金事案 3 件、厚生年金事案 2 件）の審議を行なった。
（2） 継続案件 1 件は、あっせん案を審議し決定した。
（3） 新規案件 5 件のうち 1 件（国民年金事案）は、申立期間の一部について納付記録の訂正が必要であると判断し、次回委員会であっせん案を審議することとされた。
他の 4 件は、追加調査等が必要と判断し、継続審議することとされた。
（4） 次回の委員会は 1 月 23 日（水）に開催することとされた。

〔 文 責 ： 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認旭川地方第三者委員会（第16回）議事要旨

1. 日 時 平成20年1月23日（水） 18時00分から20時00分
2. 場 所 年金記録確認旭川地方第三者委員会 会議室
3. 出席者
（委 員）金委員長、伊藤委員、小関委員、瀬古委員、皆川委員
（事務局）片山次長 ほか調査員7名
4. 議 題
（1） 年金記録に係る確認申立事案の審議
（2） その他
5. 会議経過
（1） 継続案件 1 件（厚生年金事案）、新規案件 4 件（国民年金事案 2 件、厚生年金事案 2 件）の審議を行なった。
（2） 継続案件の 1 件は、納付記録の訂正が必要であると判断し、次回委員会であつせん案を審議することとされた。
（3） 新規案件 4 件のうち 3 件（国民年金事案 2 件、厚生年金事案 1 件）は、収集した周辺事情等からみて納付記録の訂正は認められないと判断し、申立人に対して意見聴取等を行うこととされた。
残り 1 件は、補足調査等が必要と判断し、継続審議することとされた。
（4） 次回の委員会は 1 月 30 日（水）に開催することとされた。

〔 文 責 ： 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認旭川地方第三者委員会（第 17 回）議事要旨

1. 日 時 平成 20 年 1 月 30 日（水） 18 時 00 分から 20 時 00 分
2. 場 所 年金記録確認旭川地方第三者委員会 会議室
3. 出席者
（委 員）金委員長、伊藤委員、小関委員、瀬古委員、皆川委員
（事務局）片山次長 ほかに調査員 4 名
4. 議 題
 - （1） 年金記録に係る確認申立事案の審議
 - （2） その他
5. 会議経過
 - （1） 継続案件 3 件（国民年金事案 1 件、厚生年金事案 2 件）、新規案件 4 件（国民年金事案）の審議を行なった。
 - （2） 継続案件の 1 件（国民年金事案）は、あっせん案を審議し決定した。
残りの 2 件は、収集した関連資料、周辺事情等からみて納付記録の訂正は認められないと判断し、申立人に対して意見聴取等を行うこととされた。
 - （3） 新規案件の 3 件は、収集した関連資料、周辺事情等からみて納付記録の訂正が必要と判断し、うち 2 件のあっせん案を審議し決定した。他の 1 件は、次回の委員会であっせん案を審議することとされた。
残り 1 件は、補足調査等が必要であると判断し、継続審議にすることとされた。
 - （4） 次回の委員会は、2 月 6 日（水）に開催することとされた。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕